

健介 5136 号  
令和 6 年 3 月 25 日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

介護保険課長

認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の兼務について

介護保険課へ提出される勤務形態一覧表について、管理者が複数の共同生活住居（ユニット）の管理者を兼務し、かつ介護従業者も兼務している不適切な事例がありました。これを踏まえて、内容を整理したものを作成しましたので、通知します。併せて、基準や国の通知を確認の上、適切な事業所運営を行ってください。

○ 管理者の兼務について

- (1) 当該共同生活住居の他の職務（介護従業者や計画作成担当者）
- (2) 同一の事業者によって設置された他の事業所や施設等（他の共同生活住居を含む）の管理者又は従業者

(1) か (2) のどちらか 1 つしか選択することができません。

(参考)

※令和 6 年度介護保険報酬改定により、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えないとされましたが、管理者と他の事業所、施設や複数の共同生活住居の兼務の考え方は変更ありません。

○ 今後の取り扱いについて

人員基準を満たしていなければ、人員基準違反や人員基準欠如減算の対象となります。何の改善もなく人員基準欠如が継続される場合は、指定の取り消しになる場合もあります。

○ 根拠法令（抜粋）

令和 6 年 4 月 1 日から  
基準省令第 91 条

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

解釈通知

令和6年4月1日から

(2) 管理者（基準第91条）

① 指定認知症対応型協同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者としての職務に従事する場合  
ロ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに指定認知症対応型共同生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。）

なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする。

令和6年3月31日まで

基準省令第91条

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の職務に従事することができる

解釈通知

(2) 管理者（基準省令第91条）

① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者としての職務に従事する場合  
ロ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）

なお、1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとする